

非自発的失業者の方の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)された方は申請により、国民健康保険税が軽減されます。

対象となる方

- 失業時の年齢が65歳未満の方で、
離職の翌日から翌年度末までの期間において雇用保険の「特定受給資格者」または、「特定理由離職者」として失業等給付を受ける方。(雇用保険受給資格者証の離職理由の欄に以下のコードが記載されている方)

【対象となる離職コード】

離職者区分	離職理由コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等に起因する事業継続不能となった事による解雇
	21・22	雇止め(雇用期間3年以上、通知あり・契約更新明示あり)
	31	事業主の働きかけによる正当理由のある自己都合退職
	32	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了(雇用期間3年未満、契約更新明示なし)
	33・34	正当理由のある自己都合退職

軽減対象期間

離職の翌日から翌年度末までの期間が対象となります。

※国民健康保険に加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申請手続きについて

対象となる方は、以下のものを持参のうえ役場国保係窓口、または計根別支所にて手続きをお願いします。

申請に必要なもの

- 中標津町国民健康保険被保険者証(国保保険証)
- ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」
- 印鑑

問い合わせ先 住民保険課 国保係 (1階②番窓口)
電話0153-73-3111 (内線235・236)